

～熱中症予防管理者講習のご案内～

☞本年6月1日より事業者には熱中症対策が義務付けられています。

8月7日午前・午後の部及び8月4日午後の部の開催予定は共に満席となりましたので、急遽**8月4日午前の部**を追加開催することとしました。

受講を希望される方は7月25日までに申込書をFAX(253-7613)にて送付願います。

事業者には、熱中症の主な死亡原因である初期症状の放置や手当等対応の遅れを防止するための「体制準備」「手順作成」「関係者への周知」が義務付けられています。

熱中症予防管理者は、熱中症対策が必要な職場において衛生管理者や安全衛生推進者以外から選任するときは、教育研修を受けた者や熱中症の十分な知識を持つ者の中から選任し、熱中症対策を具体的に推進します。

熱中症対策の必要があるのは、WBGT 28度以上または気温31度以上の環境下で連続一時間以上または1日4時間を超えて実施が見込まれる作業を基本としています。

なお、職場の熱中症対策は6月1日から罰則付きの義務化となっています。

◎日 時 令和7年8月4日(月) 9時～12時40分

◎会 場 静岡県産業経済会館 3階会議室(葵区追手町44-1)

◎受講料 労働基準協会会員：8,500円、非会員：9,500円

(注) 受講料は税込み。

テキスト「熱中症を防ごう」代1,540円も含まれています。

◎定 員 90名

◎申込み 受講を希望される方は別添申込書に必要事項を記入し7月25日までにFAX(253-7613)でお送りください。

◎カリキュラム(3.5時間)

熱中症の症状	・熱中症の概要・職場における熱中症の特徴 ・体温及び体液の調整・熱中症が発生する仕組みと症状	30分
熱中症の予防方法	・暑さ指数(WBGT)・作業環境管理・作業管理 ・健康管理・労働衛生教育・熱中症予防対策事例	150分
緊急時の救急措置	・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置	15分
熱中症の事例	・熱中症の災害事例	15分